

水質汚濁防止法による規制・指導の概要

相模原市における水質汚濁防止法にかかる届出や規制基準等についてまとめたものです。

1 水質汚濁防止法の概要

この法律は工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される污水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

また、相模原市では、この法律に基づく規制とともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年条例第 35 号）による規制も行っています。

届出

- 特定施設等の設置の届出（第 5 条）
- 特定施設等の使用の届出（第 6 条）
- 特定施設等の構造等の変更の届出（第 7 条）
- 氏名の変更等の届出（第 10 条）
- 承継（第 11 条）

排水規制

- 一律排水基準（第 3 条第 1 項）
- 上乗せ基準（第 3 条第 3 項）
（大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例）

構造基準等

- 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務（第 12 条の 4）
- 有害物質使用特定施設等に係る点検義務（第 14 条第 5 項）

事故時の措置

- 事故時の措置（第 14 条の 2）

2 用語の定義

この法律で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

（1）公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場に接続している下水道を除く。）

（2）特定施設

有害物質や生活環境に係る被害をもたらすおそれがある污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1）（資料 1 を参照）

（3）特定事業場

特定施設を設置する工場又は事業場

（4）有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（資料 2

を参照)

(5) 有害物質使用特定施設

有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設

(6) 有害物質使用特定事業場

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場

(7) 油

重油その他政令で定める油

1. 原油 2. 重油 3. 潤滑油 4. 軽油 5. 灯油 6. 揮発油 7. 動植物油

(8) 貯油施設等

油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるもの

- ・ 油を貯蔵する貯油施設
- ・ 油を含む水を処理する油水分離施設

(9) 指定物質

有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（資料3を参照）

(10) 指定施設

有害物質を貯蔵し、若しくは使用する施設又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

(11) 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

(12) 汚水等

特定施設から排出される汚水又は廃液

(13) 排水水

特定事業場から公共用水域に排出される水（生活雑排水、冷却水、雨水を含む。）

(14) 特定地下浸透水

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの

(15) 生活排水

炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水水を除く。）

(16) 排出口

排水水を排出する場所（排出口が人為的に構築された排出口に形態を備えているものに限らず、広く排水水を排出する場所をいう）

3 届出制度

工場又は事業場において、特定施設等を設置及び構造変更しようとする際には、届出が必要です。

なお、原則として届出後 60 日を経過した後でなければ着工はできず（第9条）、書類審査の結果、規制内容に適合しないと認めるときは計画変更命令又は計画廃止を命じることがあります（第8条）

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	様式等
特定施設等設置届 (第5条)	特定施設等を新しく設置しようとする場合（更新を含む）	設置日（工事着工日）の 60 日前 届出が受理された日から 60 日経過した後でなければ、設置ができません。	様式第 1 ・ 別紙 第 5 条第 1 項：1～6 第 5 条第 3 項：12～15 ・ 別図 1～12 ・ その他参考事項

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	様式等
特定施設等使用届 (第6条)	既設の施設が新たに特定施設等に指定された場合	特定施設等になった日から30日以内	上記に同じ
特定施設等の構造等変更届 (第7条)	次の事項を変更しようとする場合 ・特定施設等の構造・設備・使用方法 ・汚水等の処理方法 ・排出水の汚染状態や量 ・用水及び排水の系統	変更日(工事着工日)の60日前 届出が受理された日から60日経過した後でなければ、変更ができません。	様式第1 ・別紙1～6、12～15のうち変更箇所 ・別図1～12のうち変更箇所 ・その他参考事項
氏名等変更届 (第10条)	次の事項を変更した場合 ・届出者の氏名・名称・住所 ・法人の代表者の氏名 ・事業場の名称・所在地	変更した日から30日以内	様式第5
特定施設等使用廃止届 (第10条)	特定施設等の使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	様式第6
承継届 (第11条)	特定施設等を譲り受け・借り受け及び相続・合併等により承継した場合	承継した日から30日以内	様式第7

<書類の作成要領>

- 届出部数
2通(正本・副本)が必要です。(受理後、1部(副本)を控えとして返却します。)
- 実施制限の短縮
特定施設の設置届及び変更届について、届出に係る事項の内容が相当であると市長が認めるときは、実施の制限期間を短縮することができます。
- 設置(使用・変更)届出書の別紙

第5条第1項(特定施設)に係る届出		
別紙1	特定施設の構造	- 特定施設番号及び名称は、水質汚濁防止法施行令別表第1の該当する施設番号及びその名称を記入する。 - 同型の施設を同時に複数設置する場合は、まとめて記載してもよい(施設数を記入する)。 - 型式はメーカー名・機種名を記入する。 - 構造は、施設の主要部分の材質を記入する(カタログ等でも可)。 - 能力は、施設の公称最大能力を記入する。
別紙1の2	特定施設の設備	(有害物質使用特定施設のみ必要) - 特定施設に付帯する配管等の設備について記入する。 - 漏えい検知設備等がある場合は構造欄に記入する。 - 配置の欄には付帯設備の位置を記入する。地下に設置されている場合はその旨を明記すること。
別紙2	特定施設の使用の方法	- 汚水等の汚染状態の欄には、操業状態を考慮して計画値を記入する。排水基準に定められた項目で、使用又は発生等の可能性のある有害物質については必ず記入する。※原料に含有、副生成等により存在すると推定されるものも記入すること。 - 有害物質使用特定施設の場合には、その他参考となるべき事項の欄に、使用物質名・使用量を記入する。

別紙 3	汚水等の処理の方法	・設置（変更）しようとする特定施設から排出される汚水等を処理するもの全てを記入する。 ・汚水等の汚染状態及び量の欄には、別紙 2 で記入した項目について、同様に記入する。 ・排出水の排出方法は、排出口の位置・数・排出先も含めて記入する。 ・残さの処理方法で、業者等に委託する場合は、委託先の処理業社名を記入する。
別紙 4	排出水の汚染状態及び量	・排出水の汚染状態の欄には、別紙 2・別紙 3 と同様に記入する。 ※排水基準に定められた項目のうち、特定施設等に関わらず、事業場内で使用するなど排出水中に存在すると推定される項目について全て記入すること。 ・事業場の排出口から公共用水域に排出する全ての場所（排水基準が適用される場所。雨水専用排出口も含む）を記入する。
別紙 6	用水及び排水の系統	・系統のフロー図には、水量（最大値・通常値の両方）を記入する。 ・用途は、「原料用水」「洗浄用水」「冷却用水」「ボイラー用水」「生活用水」「その他」などに区別する。 ・使用水は、「上水道」「工場用水」「地下水」「河川水」「その他」などに区別する。また、循環使用水は、その旨を併せて記入する。 ・用水使用量は、最大値・通常値の両方を記入する。
第 5 条第 3 項（有害物質貯蔵指定施設・有害物質使用特定施設（第 1 項・第 2 項を除く）に係る届出別紙 12～15：別紙 1、1 の 2、2、6 と同様に記入する。		

・ 添付資料

別図 1	事業場内配置図	・特定施設、貯蔵指定施設、その他付帯設備、関連する主要機械・装置、污水处理施設等の配置を敷地内平面図・建屋内各階平面図に明記する。 (別紙 1、1 の 2、2、3、12、13、14 の関係資料として)
別図 2	特定施設等の構造図	・特定施設、貯蔵指定施設の立面図、平面図及びその他参考となるもの。主要寸法（縦×横×高、単位も）を明記する。 (別紙 1、12 の関係資料として)
別図 3	有害物質使用特定施設等の周囲の構造図	・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の立面図、平面図、材質その他参考になるもの。主要寸法も明記する。 (別紙 1、12 の関係資料として)
別図 4	有害物質使用特定施設等の設備の構造図	・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等設備の立体図、平面図、材質その他参考になるもの。主要寸法を明記する。 ・漏えい検知設備等があれば、設置箇所・検知方法に関する資料を添付する。 (別紙 1 の 2、13 の関係資料として)
別紙 5	特定施設等を含む作業系統図	・特定施設、貯蔵指定施設を含む操業の系統を明記する（フローシート）。 (別紙 2、14 の関係資料として)
別紙 6	事業場排水経路図（排水口の位置図を含む）	・事業場内の排水経路（工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示す。）を排水系統別に平面図に明記する。 ・排水口（雨水専用排出口を含む。）の位置を図面に明記する。 (別紙 3 の関係資料として)
別紙 7	污水处理施設の構造図	・立面図、平面図及びその他参考になるもの。主要寸法も明記する。 ・污水处理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付する。 (別紙 3 の関係資料として)
別紙 8	汚水等の処理系統図	・污水处理施設・関連施設をフロー図に明記する。 ・水量（最大値・通常値の両方）を明記する。 (別紙 3 の関係資料として)

別紙 9	特定施設等の一覧表	・事業場にある全ての特定施設・有害物質貯蔵指定施設について明記する。 ・変更届出の場合、変更分だけでなく全体分を明記する。
別紙 10	有害物質取扱い状況	・事業場内における有害物質の取扱い状況について明記する。
別紙 11	点検等実施方法	・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の構造について、定期点検箇所、方法、頻度に関する一覧表を作成する。 ・同様に使用方法について、第 8 条の 7 第 2 号に定める「管理要領」を作成する。
別紙 12	案内図	・事業場の案内図を添付する。

<参考>

- ・ 変更届の区分と点検義務の区分について

	届出	点検区分
届出対象外の施設→有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設	設置届	A 基準
特定施設（有害物質無）→有害物質使用特定施設（種類変更）	廃止・設置届	A 基準
特定施設（有害物質無）→有害物質使用特定施設（種類変更なし）	変更届	A 基準
有害物質使用特定施設（届出済）の構造、使用方法を変更	変更届	A 又は B 基準※

※ 構造・設備の一部を変更する場合、変更部分は A 基準（B 基準に適用するための変更については B）変更されない部分については、引き続き B 又は C 基準となる。

4 排水規制と測定義務

（１）排水基準

特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水は排出できません。排水とは、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水で、雨水や冷却水等を含みます。また、排出口とは排出口の形態を備えているものに限らず、排水を排出する全ての場所をいい、全ての排出口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、排出基準については法で定めた一律基準と法第 3 条第 3 項の規定に基づき神奈川県が定める上乘せ基準（大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例）があり、両方を遵守することが必要です。

（２）測定義務

排水基準が適用される項目については、年 1 回以上（水質汚濁防止法）。ただし、1 日あたりの排水の量が 300 m³ 以上の事業所については毎月 1 回（県条例）の測定が義務付けられています。

有害物質の測定は、事業場内で原材料として使用されているものも含めて、保管・使用される等、排出される可能性がある項目について測定が必要です（設置・変更届の別紙 4 への記載も必要です。）。その他の項目については、排出する可能性のあるものについて必要に応じて実施してください。

測定は、操業状態から汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻に実施し、測定結果は様式第 8 「水質測定記録表」に記載し、又は計量証明書等、同様の項目が記載されているものを、試料採取記録（採水日、保存方法等）、測定装置の点検記録、チャート紙等とともに 3 年間保存することが義務付けられています。

5 構造基準、使用基準と点検・記録義務

有害物質を取り扱う工場・事業場において、事故等による地下水汚染が懸念されることから、水質汚濁防止法で定める有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を対象として、構造基準、使用基準、点検義務が定められ平成 24 年 6 月 1 日から施行されました。

(1) 構造基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の床面・周囲、施設から接続する配管、排水溝等（有害物質を含む水が通る部分に限る。）について、構造基準が定められています。（第12条の4）

施設本体の床面・周囲 →地下への浸透、施設外への流出を防止するため （規則第8条の3）	次の各号のいずれかに適合するものであること ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りではない。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 2 前号に掲げる措置と同等以上に効果を有する措置が講じられていること。 （法改正等の時点で既存施設は下記でも可→点検はB基準） 次の各号のいずれかに適合すること。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が規則第8条の3第1項の基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。 ロ 施設本体から有蓋物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から話して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。
施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備 →漏えい、地下への浸透を防止し、又は漏えい等を確認するため （規則第8条の4）	次の各号のいずれかに適合するものであること。 1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 （1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 （2）有害物質により容易に劣化するおそれがないものであること。 （3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りではない。 ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。 2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 （1）トレンチの中に設置されていること。 （2）（1）のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 次のいずれにも適合すること。 （1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

	(2) 有害物質により安易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。 ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (法改正等の時点で既存施設は下記でも可→点検は B 基準) 次の各号のいずれかに適合すること。 1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。 2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ 配管等から有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備 →地下浸透を防止するため (規則第 8 条の 5)	次の各号のいずれかに適合するものであること。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (法改正等の時点で既存施設は下記でも可→点検は B 基準) 次の各号のいずれかに適合すること。 1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
地下貯蔵施設 →漏えいを防止するため (規則第 8 条の 6)	次の各号のいずれかに適合するものであること。 1 次のいずれにも適合すること。 イ タンク室内に設置されていること。二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (法改正等の時点で既存施設は下記でも可→点検は B 基準) 次の各号のいずれかに適合すること。 1 次のいずれにも適合すること。 イ 規則第 8 条の 6 第 1 号ハに適合すること。 ロ 地下貯蔵施設からの漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における

	有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 2 次のいずれにも適合すること。 イ 規則第8条の6第1号ハに適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。 3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
--	--

(2) 使用基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の使用の方法について基準が定められています。
(第12条の4・規則第8条の7)

1 次のいずれにも適合すること。	
イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	
ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の設備の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	
ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有蓋物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	
2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	

(3) 点検・記録義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設について、定期点検及び記録義務が定められています。

・ 施設・付帯設備の点検

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯設備の種類ごとに点検事項と回数が定められています。(第14条第5項、規則第9条の2の2)

なお、規則第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に規定する同等以上の措置を講じた施設である場合は、措置に応じた事項・回数で実施することが可能です。

また、法改正等により新たに規制対象となった施設は、B基準が適用されます。

	基 準
新設の施設	A 基準
既設の施設	B 基準（構造基準等が適合していれば、A 基準が適用可能）

対象	基準	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
床面及び周囲	A	1 施設本体が設置される床面及び周囲 (規則第8条の3ただし書きに規定する場合を除く。)	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		2 同上(第8条の3ただし書きに規定する場合に限る。)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上

施設本体	B	3 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		4 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
配管等（地上配管）	A	5 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	B	6 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6ヶ月に1回以上
配管等（地下配管）	A	7 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		8 同上（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上※1 ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ適切な回数で行うこととする。
	B	9 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6ヶ月に1回以上
排水溝等	A	11 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上※2
	B	12 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
			排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1ヶ月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、

				3ヶ月)に1回以上
地下貯蔵施設	A	13 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上※3 ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	B	14 地下貯蔵施設（次に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月）に1回以上
		15 地下貯蔵施設（前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- ※1 危険物の規制に関する規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等から有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有蓋物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
- ※2 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月）に1回以上を行う場合にあっては、3年に1回以上
- ※3 危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- ・ 使用方法の点検

使用方法に係る点検は、規則第8条の7第2号で定める管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について1年に1回以上行い、記録を作成することが定められています。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

- ・ 記録保管義務

点検の結果については、下記の事項を記録して3年間保存する義務があります。

なお、点検により異常等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 |
| 2 点検年月日 |
| 3 点検の用法及び結果 |
| 4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名 |
| 5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 |

なお、定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合には、その事項を記録し、3年間保存するよう努めなければなりません。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 |
| 2 異常等を確認した年月日 |
| 3 異常等の内容 |
| 4 異常等を確認した者の氏名 |
| 5 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 |

6 その他の事業者の責務

(1) 事故時の措置 (第14条の2)

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等は、施設の破損、爆発・火災、人為的ミス等により「有害物質」や「指定物質」、油を含む水、排水基準に適合しないおそれがある水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置をするとともに、事故の状況・措置概要を届出なければなりません。

<応急措置の例>

- | |
|----------------------------|
| 1. 破損した施設への有害物質・油等の供給の停止 |
| 2. 場内に流出した有害物質・油等の回収 |
| 3. 土のうの積み上げ等による公共用水域への流出防止 |
| 4. オイルフェンス、吸着マットの敷設 |
| 5. 油吸着剤の散布 |

<事故時の連絡先>

- | |
|---|
| ・ 緑区 (橋本・大沢地区)・中央区・南区
相模原市環境経済局環境部環境保全課
住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 6 階
電話：042 (769) 8241 |
| ・ 緑区 (城山・津久井・相模湖・藤野地区)
相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課
住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階
電話：042 (780) 1404 |

<事故の報告内容>

事故の状況：発生時刻、場所、原因、有害物質・油等の流出量、周辺の状況等

(2) 事業者の責務（第14条の4）

汚水又は廃液を公共用水域に排出させる全ての事業者は、事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出状況を把握するとともに、公共用水域等の汚濁防止のために必要な措置を講じるようにしなければならないとされています。

7 罰則

基準に適合しない排出水を排出したとき、計画変更命令その他の命令に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

8 公害防止管理者等の選任及び届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定規模の工場の設置者（特定事業者）には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備するとともに公害防止管理者の選任等の届出及び特定事業者の地位を承継した場合の届出等が義務づけられています。

(1) 水質関係の公害防止統括者等の届出

届出の種類	業種	工場の規模
公害防止統括者、水質第1種公害防止管理者、公害防止主任管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届	・製造業 ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業	有害物質を発生する汚水等排出施設を有し、工場の総排水量が 10,000m ³ /時以上
公害防止統括者、水質第2種公害防止管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		有害物質を発生する汚水等排出施設を有し、工場の総排水量が 10,000m ³ /時未満
公害防止統括者、水質第3種公害防止管理者、公害防止主任管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		汚水等排出施設を有し、工場の総排水量が 10,000m ³ /時以上
公害防止統括者、水質第4種公害防止管理者及び同代理者の選任、死亡・解任届		汚水等排出施設を有し、工場の総排水量が 1,000m ³ /時以上 10,000m ³ /時未満

注1) 公害防止統括者の選任は、常時使用する従業員が20人を超える工場のみが必要です。

注2) 公害防止主任管理者の選任は、工場の総排出ガス量が 40,000m³N/時以上かつ工場の総排水量が 10,000m³/日以上以上の工場のみ必要です。

注3) 汚水等排出施設とは、特定施設のうち汚水又は廃液を排出する施設（資料1の2～59、61～63、63の3、64、65、66、71の5、71の6の施設）をいいます。

注4) 届出の時期については、選任等した日から30日以内

9 届出先及び問い合わせ先

・緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区

相模原市環境経済局環境部環境保全課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館6階

電話：042（769）8241

・緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課

住所：〒252-5172 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所本館2階

電話：042（780）1404

資料1 特定施設の種類の種類（令別表第1）

項	施設の種類の種類
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ選鉱施設 ロ選炭施設 ハ坑水中和沈でん施設 ニ掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ水産動物原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ脱水施設 ニろ過施設 ホ湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ圧搾施設 ニ湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ湯煮施設 ニ濃縮施設 ホ精製施設 ヘろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設（流送施設を含む。） ハろ過施設 ニ分離施設 ホ精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ搾汁施設 ニろ過施設 ホ湯煮施設 ヘ蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ圧搾施設 ニ真空濃縮施設 ホ水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ圧搾施設 ニ分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ洗浄施設 ハ分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料浸せき施設 ロ洗浄施設（流送施設を含む。） ハ分離施設 ニ渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロろ過施設 ハ精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ湯煮施設 ハ洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ水洗式脱臭施設 ロ洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イまゆ湯煮施設 ロ副蚕処理施設 ハ原料浸せき施設 ニ精練機及び精練そう ホシルケツト機 ヘ漂白機及び漂白そう ト染色施設 チ薬液浸透施設 リのり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ洗毛施設 ロ洗化炭施設

項	施設の種類
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

項	施設の種類
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ス シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ルト リレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

項	施設の種類
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ原料処理施設 ロ脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラーン蒸りゅう施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ水洗施設 ロろ過施設 ハヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ動物原料処理施設 ロろ過施設 ハ分離施設 ニ混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ脱塩施設 ロ原油常圧蒸りゅう施設 ハ脱硫施設 ニ揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ洗浄施設 ロ石灰づけ施設 ハタンニンづけ施設 ニクロム浴施設 ホ染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ研磨洗浄施設 ロ廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ抄造施設 ロ成型機 ハ水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ水洗式破碎施設 ロ水洗式分別施設 ハ酸処理施設 ニ脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ水洗式破碎施設 ロ水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イタール及びガス液分離施設 ロガス冷却洗浄施設 ハ圧延施設 ニ焼入れ施設 ホ湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ還元そう ロ電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ焼入れ施設 ニ水銀精製施設 ホ廃ガス洗浄施設 ヘ湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ焼入れ施設 ロ電解式洗浄施設 ハカドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ水銀精製施設 ホ廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

項	施設の種類
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は一・四－ジオキサン（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設

項	施設の種類
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

資料2 有害物質

1. カドミウム及びその化合物
2. シアン化合物
3. 有機燐化合物
4. 鉛及びその化合物
5. 六価クロム化合物
6. 砒素及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8. ポリ塩化ビフェニル
9. トリクロロエチレン
10. テトラクロロエチレン
11. ジクロロメタン
12. 四塩化炭素
13. 1, 2-ジクロロエタン
14. 1, 1-ジクロロエチレン
15. 1, 2-ジクロロエチレン
16. 1, 1, 1-トリクロロエタン
17. 1, 1, 2-トリクロロエタン
18. 1, 3-ジクロロプロペン
19. チウラム
20. シマジン
21. チオベンカルブ
22. ベンゼン
23. セレン及びその化合物
24. ほう素及びその化合物
25. ふっ素及びその化合物
26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27. 塩化ビニルモノマー
28. 1, 4-ジオキサン

資料3 指定物質

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 アクリルアミド
- 10 アクリル酸
- 11 次亜塩素酸ナトリウム
- 12 二硫化炭素
- 13 酢酸エチル
- 14 メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
- 15 硫酸
- 16 ホスゲン
- 17 一・二ジクロロプロパン
- 18 クロルスルホン酸
- 19 塩化チオニル
- 20 クロロホルム
- 21 硫酸ジメチル
- 22 クロルピクリン
- 23 りん酸ジメチル=二・二ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- 24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
- 25 トルエン
- 26 エピクロロヒドリン
- 27 スチレン
- 28 キシレン
- 29 パラジクロロベンゼン
- 30 N-メチルカルバミン酸二セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 31 三・五ジクロロ-N- (一・一ジメチルニプロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
- 32 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
- 33 チオりん酸O・O-ジメチル-O- (三メチル-四ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
- 34 チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- 35 一・三ジチオラン-二イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 36 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (二イソプロピル-六メチル-四ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 37 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (五フェニル-三イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 38 四ニトロフェニル-二・四・六トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 39 チオりん酸O・O-ジエチル-O- (三・五・六トリクロロ-二ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 40 フタル酸ビス (二エチルヘキシル)
- 41 エチル= (Z) -三-[N-ベンジル-N- [[メチル (一メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 42 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七メタノー-H-インデン (別名クロルデン)

- 43 臭素
- 44 アルミニウム及びその化合物
- 45 ニッケル及びその化合物
- 46 モリブデン及びその化合物
- 47 アンチモン及びその化合物
- 48 塩素酸及びその塩
- 49 臭素酸及びその塩
- 50 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- 51 マンガン及びその化合物
- 52 鉄及びその化合物
- 53 銅及びその化合物
- 54 亜鉛及びその化合物
- 55 フェノール類及びその塩類
- 56 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・ 一三・七] デカン（別名ヘキサメチレン
テトラミン）
- 57 アニリン
- 58 ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
- 59 ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
- 60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩